

第2回 泉区和泉町住居表示検討委員会議事要旨

日 時	平成22年11月5日（金）午前10時～11時30分
開催場所	泉区役所 1階1A会議室
出席委員	検討委員：佐久間副会長、佐藤副会長、新井委員、笠井委員、渡辺委員、坂崎委員、中村委員、須藤委員、山本委員、八木委員代理、小林委員、松原委員代理、星野委員代理 事務局：花園窓口サービス課長、田島住居表示係長、三宅水谷泉区区政推進課長、市川企画調整係長
欠席委員	日並会長、望月委員、黒田委員、太田委員、甲賀委員
開催形態	公開（傍聴人0人）
議 題	1 第1回泉区和泉町住居表示検討委員会 議事要旨について 2 議題 （1） 市民から寄せられたご意見について （2） 実施対象区域について （3） 地域周知と意見収集について （4） 意見交換 （5） 次回検討に委員会について
決定事項	1 市街化区域を中心に検討する 2 大きく4つのエリアに分けて、検討する 3 最初の検討は和泉町南東部（下和泉住宅～環状4号線南部）で行う 4 制度や検討対象区域を掲載したチラシを配付する（1月下旬）

議 題	
（日並会長が欠席のため、規約に基づき、佐久間副会長が議事進行を行う）	
1	第1回泉区和泉町住居表示検討委員会 議事要旨について 【事務局】議事要旨は、会長に承諾をいただいた上で、横浜市役所ホームページに掲載しています。大きな相違等がありましたら事務局までご連絡をお願いします。
2	議題 （1） 市民から寄せられたご意見について 【事務局】地域の方からのご意見がありましたら報告をお願いします。事務局には「住居表示はいつ実施するのか」というお問い合わせがあり、「今後検討していきます」と回答しました。

【副会長】連合自治会で、検討会がスタートしたことは報告しましたが、意見は聞いていません。他も同じ状況だと思います。

【事務局】今後、地域の方からのご意見などがありましたら、検討会でご報告をお願いします。

(2) 実施対象区域（案）について

【副会長】実施対象区域について、事務局から説明をお願いします。

資料1に沿って事務局より説明

- 1 検討の対象は主に市街化区域とし、原則として市街化調整区域、土地区画整理事業を行っている区域では行わない
- 2 対象区域内を大まかに次の4つのエリア（一度に検討する範囲）に分け、順次検討する。実施は6か年を予定。
 - ・和泉町南東部エリア（下和泉住宅～環状4号線の南部）
 - ・立場駅西部エリア（立場駅～伊勢山小学校～泉が丘中学校）
 - ・長後街道南部エリア
 - ・長後街道北部エリア
- 3 第一次実施予定地区は和泉町南東部エリアとし、その他のエリアは、順次検討する

【副会長】エリアと第一次実施地区の説明がありましたが、質問はありますか。

【委員】市街化調整区域は、当面、手をつけないということですか。

【事務局】住居表示は、法律上、市街地で行うとされています。住居表示は、道路や線路、川などを境に町や街区を区画し、建物に番号をつけて住所とします。広い畑などは境になる道路などがない場合があります。また、建物が少なければ番号が飛んでしまい、住所がわかりやすくなりません。また、今後の開発等で町並みが変わると、住所を付け直す必要が生じることも考えられます。市街化調整区域でも、宅地が並んでいるところは取り込みも可能ですが、市街化調整区域全域で住居表示を実施するのは難しいと考えています。

【委員】4つのエリアを実施した後に、市街化調整区域でも住居表示を実施するという事ではないのですか。

【事務局】市街化調整区域でも、街区の形成等、開発の目途が立てば、検討することは可能だと思います。また、市街化区域と市街化調整区域の境が入り組んでいる地域については、わかりやすい町の境とするために、ある程度市街化調整区域を取り込むこともあります。しかし、市街化調整区域で広範囲に住居表示することは難しいと考えています。

【委員】住居表示実施をしないところは、和泉町のまま残るのですか。

【事務局】住所は今と変わりません。

【委員】日向山地区やいずみ野地区は土地区画整理をしていて、今回住居表示は行わないということですが、住民の方の意見は聞いているのですか。アンケート等を取ったのですか。

【委員】アンケートは採っていませんが、住民代表として「実施しなくても結構です」と（横浜市に）伝えてあります。急ぐ地域からやっっていこうという考えです。日向山地区もいずみ野地区も、区画整理をしたときに地番が整然と整理され、わかりやすい住所になっています。

【事務局】区画整理では、従来からある土地を並び替えて新しく番号をつける際、住所がわかりやすくなるようにしています。

【副会長】4つのエリア区分についてご意見、ご質問はありませんか。

【委員】和泉町の町名変更ですから、市街化区域以外のところをどうするのか検討が必要です。和泉町全体を変える必要があるのではないのでしょうか。

【副会長】それはちょっと違います。

【委員】住居表示は、人の住んでいるところで、建物に番号をつけるものです。畑には番号をつけません。

【委員】例えば、新しい町を三丁目までにした後、市街化調整区域に家が建って住居表示を実施した場合、町名が混乱するのではないかという心配しているのだと思います。

【委員】それはこれから検討していくことです。

【副会長】中田町の住居表示では、実施後も中田町として残っている地域があります。和泉町はこれほど広い地域ですので、残るところがあっても仕方がないと思います。隣と住所が1000番地も違うような、住所がわかりにくい地域から先に行っていくということです。

【委員】それはわかりませんが、4つのエリア以外はそのままでいいのですか。

【事務局】はじめに市街化区域で実施した後、数年後におしりに番号をつけた例もあります。別の住居表示で新しい町にすることもあります。しかし、今の段階で、6年後に市街化調整区域で検討するというお約束はできません。今後、実施を要するエリアが出たり、対象区域を広げる必要が出たら、順次この会の中でご検討いただくこととなります。今、市街化調整区域を全部検討するというお約束はできません。

【委員】急ぐところから先にやっただこうということです。明らかに困っているのはこの4つのエリアです。その他の地域で今後困ったら、呼びかけをして検討すればいいことです。

【委員】立場駅西部エリアとしているところは、南西部ではないですか。

【事務局】エリアの名称は仮称です。

【副会長】検討していかなければならないのは市街化調整区域の取り込みです。

【事務局】泉区役所周辺など、市街化区域と市街化調整区域が入り組んでいるところは、具体的な検討に入ったときに、町の境をどうするかご相談させていただきます。まず、和泉町南東部エリアで検討を進められればと思います。

【委員】市街化調整区域で住居表示を実施したら、市街化区域に変更になりますか。

【事務局】都市計画法という別の法律で決められていますので、変わりません。

【委員】自治会町内会区域や通学区域は変更になりますか。

【事務局】住居表示による町の境は、道路や河川など明確なもので分けますので、自治会町内会区域や通学区域の境と異なることもあります。

【委員】住居表示の際に、自治会町内会の合併等をしてはどうかという話もあります。また、町内会の小学生のうち数名が別の小学校に行っています。住居表示で、これらも変更できるのかという期待があります。

【事務局】住所は、地元の方だけでなく万人がお使いになるものなので、住居表示はあくまで住所の分かりやすさの視点から検討します。

【委員】市街化区域と市街化調整区域の土地の価値も同じままですよ。

【事務局】地価まで調査したことはありませんが、住居表示によって市街化調整区域から市街化区域に変わることはありません。自治会町内会区域や通学区域を考慮した町区域の設定も難しいと思います。

【委員】この会で見直そうということは、絶対ないのですか。

【事務局】教育委員会に住居表示について情報提供しますので、例えば、教育委員会の方で、今後、通学区域の変更で新しい町の境を考慮していくことはあるかもしれません。住居表示係から通学区域を変えてくださいと働きかけることは困難です。

【副会長】あくまでこの会は、住居表示について検討する場です。今のご意見はこれらと関連させると話が先に進みません。

【委員】市街化調整区域の取り込みについて基準はありますか。和泉町南東部エリアで、要望があれば、広範囲な部分を取り込む余地はありますか。

【事務局】基準はありません。中田北の例ですと、道路で囲まれた範囲の一部が市街化調整区域で、そこを残すと町の境がわかりにくく、道路を町の境とした方がわかりやすいという理由がありました。このように、町の境が皆にわかりやすいか、道路や河川が境になるかが基準になります。

広さについては、一定の基準に従って、道路や河川で街区を分けて番号を付けますが、大きな畑ですと、いくつの街区を設定すればよいか判断が難しい場合があります。広すぎないところが取り込みの対象です。

街区が 20 も入るようなところで住居表示を実施しても、建物が建っていなければ番号が飛んでしまいます。そうすると、住所として探しづらいですし、将来大きなマンションができたなら街区は1つで足り、残りの 19 番が欠番となってしまったということもあり得ます。広すぎると、取り込みは難しいということになります。

【委員】自治会町内会や住民の意向は汲んでもらえないのですか。

【事務局】ご要望があれば、現地調査をして、道があるか、町の境とできるかなどを確認し、ご相談します。

【委員】市街化調整区域がそのままの住所で残ると、和泉町が分断されます。残る地域の町名変更について、検討の余地はないのでしょうか。

【事務局】町名変更が絶対にできないという訳ではありませんが、町名変更も住所変更です。登記簿や運転免許証などについて、住居表示を実施したところと全く同じ住所変更の手続きが必要です。しかし、実際に住所の番号は変わっていませんので、住所がわかりやすくなる訳ではありません。また、町名変更のみでも、住所変更の手続きの案内書の作成などにそれなりの経費が必要です。町名変更がわかりやすい住所づくりかという点はもちろん、予算という現実的な問題があります。町名変更の可能性を全く否定する訳ではありませんが、横浜では例の無いことで、住所をわかりやすくする事業の趣旨に合致するか、議論が必要です。

【副会長】市街化調整区域の取り込みについては、委員が各地域に議論を持ち帰って、自治会町内会で意見を聞いてくるということですね。

【委員】町内会の中央で分断されますが、どのように町内会に説明し意見集約をするか頭が痛いです。できるだけ皆さんの意見を聞いて、趣旨に沿って実施できるように調整したいと思います。

【副会長】あまりエリアを縮めるのではなく、一つひとつを少し広げたほうが良いと思います。

【事務局】主な境界は、市街化区域と市街化調整区域の境になりますので、それを中心に個々の境を検討していくことになります。

【副会長】各地域も、市街化調整区域はなるべく取り込んでもらいたいという意見をお持ちだと思いますので、第一次の和泉町南東部エリアで、一つのモデルとして検討を進めれば、他のエリアもこれにならって検討できるのではないのでしょうか。

【委員】一番問題起こりそうなところは、和泉町南東部エリアと立場駅西部エリアの間の市街化調整区域だと思いますが、両方の南北からにじみ寄って実施すればいいと思います。西南部の広い市街化調整区域は和泉町として残ることは仕方がないと思いますが、和泉町南東部エリアと立場駅西部エリアの間は、一緒に検討していくのがいいのではないのでしょうか。

【副会長】ぜひそうしてください。

【事務局】3回現地調査をしましたが、すぐにそうしようと言うのは難しいというのが、率直な感想です。下和泉小学校の裏手の畑には、街区が15も20も入ります。現在は建物も少ないので、住所の番号も欠番が多く、住所を探す時に順番に追えませんが、横浜市の見解として申し上げたいのですが、お住まいの方とはご意見が合わない部分だと思いますが、住居表示の実施要望があっても「市街化調整区域での住居表示

は難しいですよ」とお断りしている地域もあります。そうした地域へのこれまでの対応も含めて、どこまで取り込むかは、今後ご相談したいと思います。2つのエリアをつなげることは難しいということをご理解いただきたいと思います。

ただ、市街化調整区域の中でも、町並みが形成されている部分もありますので、どこで町の境としていくかは、今後、検討したいと思います。

また、今回実施をしない地域で将来住居表示を行う時に、そこが取り残されることのないよう、番号の付け方等は工夫させていただきたいと思います。実際、十数年後に、新しい丁目ができた町もあります。もう町並みが変わらないという段階で検討ができるような状況を整えておくことも、一つの方法と思います。

【委員】和泉町南東部エリアの境は、自治会町内会の境ですか。

【事務局】都市計画法に基づく、市街化区域と市街化調整区域の境です。必ずしも自治会町内会の境ではありません。

南東部の詳細な話をすると進みません。本日は、「4つのエリアに分けること」、「まず和泉町南東部エリアについて詳細な検討を行うこと」、「他のエリアは、順次検討すること」をご了解いただければ、次回、詳しい資料をご用意したいと思います。

【副会長】市街化調整区域をどこまで取り込むかは、大きな課題です。町の名称をどうするかは、もう少し先の話になるかと思います。

【事務局】町名については、その決め方も含めて、第3回目以降に検討したいと思います。

【副会長】実施される場所とされない場所で、町名によって差別になりませんか。

【事務局】市街化区域で住居表示実施するものだと説明していく方が、ご理解いただけると思います。取り込みが複雑になると、「なぜうちは入らないのか」という意見が出ると思います。

【副会長】取り込みについてどう検討するのがいいのでしょうか。和泉町は市街化調整区域が多いので、この議論は進んでいくと思います。

【事務局】市街化調整区域も実施してほしいという要望は出ると思いますが、「こういう状況なので、ここを境とすると住所が分かりやすい」と、どこまで合理的に説明できるかという視点で検討するしかないと思います。

【副会長】どこまで地域の意見が取り入れられるのでしょうか。

【委員】いろいろルールがある中で、ひとつルールを破ってしまうと際限なくなると思います。線引きは必ず必要だと思います。

【委員】同じ町内会で、市街化区域と市街化調整区域が分かれているところもあると思いますが、いつごろ用途地域が変更になるか、見通しはありますか。

【事務局】用途地域は都市計画法に基づくもので、何とも言えません。ただ、法律の趣旨は、市街地を形成するところと抑制するところを分けて町づくりを行う、という長期的な方向性なので、頻繁に変わることはないと思います。

(3) 地域周知と意見収集について

【副会長】地域周知と意見収集について移りたいと思います。

資料2と別添チラシ案に沿って事務局より説明

【横浜市】

・第2回検討委員会までの内容（制度説明、検討開始までの経過等）について、平成23年1月下旬にお知らせチラシを配付する

※通常、検討開始時と地元案決定時の2回、横浜市からチラシを配付している。

・今後、町名を決める時などはアンケートをとる

【地域】

・検討委員会として、今後の検討経過の周知するため、必要に応じて自治会町内会を通して班回覧を行う

・今回までの検討経過を、連合自治会町内会の定例会で報告する（市街化区域を4つに分け、南東部エリアから順次検討する、1月下旬にチラシを配付する）

【副会長】1月下旬のチラシ配付までに、検討委員会は開かれますか。

【事務局】第3回は、チラシの配付後の2月中旬を予定しています。

【副会長】富士見が丘連合は、全域で配付します。

【事務局】和泉町として実施のご要望を頂いていますので、和泉町全域に配付することを考えていますが、配付の要不要について、12月中旬までにご連絡ください。

【副会長】11月の各連合定例会で検討して、12月中旬までに配付エリアについて事務局まで連絡してください。広報でお知らせするのですか。

【事務局】ポスティングです。自治会町内会に加入していない方にも届きます。

【副会長】今回は自治会町内会を経由しないということですか。

【事務局】横浜市で行います。

【副会長】カラー印刷にしないと見てもらえないのではないですか。

【事務局】経理と相談させていただきます。

【委員】チラシの配付を横浜市が行うということは、検討会は自治会町内会を離れたものだという理解でいいですか。委員は、今後の周知徹底のために選ばれたのですか。

【事務局】住居表示を実施するのは横浜市ですが、町の名称や境は、行政が勝手に行うのではなく、地域にお住まいの方と一緒に検討していきます。「和泉町で住居表示の検討を開始する」という最初の判断と、最後の「法的な手続き」は横浜市が行いますが、その間、町の名称や境の案を作っていくのが検討委員会です。

【委員】賛成、反対を自治会町内会が決めるのか取りまとめるのではないのですか。

【事務局】各連合自治会町内会から実施の要望書をいただいていますので、和泉町では実施するという前提です。

【副会長】自治会町内会で賛成反対ということはありません。

【委員】検討委員会は、行政が進めていくにあたり、委員の意見や考え方を聞きたいという趣旨ですか。

【事務局】横浜市では、皆さんに長くお使いいただく住所について、地域の皆様の納得をいただいた案をつくりたいと考えています。町名などの案を、地域の皆様で作っていただくというのが横浜市のやり方で、そのための検討委員会です。検討委員会で、町名などの案を皆さんと作っていきます。

「要望をいただいたので、和泉町で住居表示を実施します」という意思表示と、最終的な「地元の皆様で作られた案で手続きします」という時は、横浜市が調整します。

【委員】不満や反対が出たら、委員として説得していくのですか。

【副会長】私たちは、委員として選ばれている母体はありますが、母体の意見をそのまま発言しなければならないという義務はないと思います。あくまで選ばれた委員個人として発言していいと思います。自分の判断ができない時は、バックボーンに相談すればいい。賛成、反対があれば、委員の皆様の意見を事務局に伝えればいい。

【事務局】重要な決定事項は、検討委員会で多数決を取ったり、広くアンケートを行う必要もあると思います。お住まいの方からは反対もあると思いますが、横浜市としても、地域の皆さんと合意の上で検討していることを説明します。

【副会長】委員は、個人に近い立場です。

【委員】チラシの配付エリアですが、連合の全域にお知らせしたほうがいいですか。

【事務局】個人的な意見ですが、市街化調整区域は実施が難しい、というところまで含めて、住居表示の制度になります。それをご納得いただいて、地域として検討をスタートする方がいいと思います。

【副会長】全戸配付のチラシと班回覧は同じものですか。

【事務局】今回までの検討会の内容はチラシを全戸配付しますので、班回覧はしません。第3回以降、必要に応じて班回覧をお願いしたいと思います。いつ班回覧をするかは、内容も含めてその都度ご相談します。

【委員】電子データで資料をいただくことはできますか。

【事務局】可能です。

(5) 次回検討に委員会について

【事務局】第3回検討委員会の日程ですが、いつ頃がいいでしょうか。

【副会長】2月の中旬で、各連合の定例会前でいいと思います。

【事務局】2月の第2週の午前中で、会長のご都合等も含めて決定し、後日、通知させていただきます。

【委員】今後、何回ぐらい検討するのか教えてください。

【事務局】詳細なスケジュールについては、次回ご用意します。

【委員】次回は和泉町南東部エリアについて検討していくということですが、他の地区の代表はどうすればいいのですか。

【事務局】ご自分の地区の検討の参考にいただいたり、客観的な目線でご意見をいただければと思います。

【副会長】議事録については、会長と今回は私を含めて確認しますので、ご一任お願いします。以上を持ちまして、第2回検討委員会を終了します。

資 料	資料1 住居表示を実施する区域（案）について 資料2 地域にお住まいの方への周知と意見収集について 別 添 チラシ（案）
-----	--